

愛媛県港湾施設（伊予港）使用者公募要項 （県営野積場）

令和5年6月

伊予市産業建設部土木管理課

（お問合せ先）

伊予市産業建設部土木管理課

〒799-3193

愛媛県伊予市米湊820番地

電話 089-983-1748（直通）

E-mail dobokukanri@city.iyo.lg.jp

愛媛県港湾施設（伊予港）使用者公募要項

1 趣旨

本要項は、愛媛県港湾施設（伊予港）のうち、県営野積場（貨物・資材等の屋外保管場所）4箇所の使用者を公募するために定めるものである。公募に当たっては、港湾関係法令等、愛媛県港湾管理条例（昭和28年10月20日条例第47号）及び愛媛県港湾管理条例施行規則（昭和29年3月23日規則第15号）によるほか、この公募要項によるものとする。

2 募集内容

（1）募集対象物件

物件番号	所在地（地番）	名称	面積（㎡）	使用目的	使用料概算額（月額）※注1
1	伊予市灘町 364-3	H-2-5	1,530	野積場 （未舗装）	約 51,000 円
2	伊予市灘町 365-4	H-2-2③	356	野積場 （未舗装）	約 12,000 円
3	伊予市灘町 365-2	H-2-16⑦	267	野積場 （舗装）	約 18,000 円
4	伊予市灘町 365-2	H-2-16⑩	1,095	野積場 （舗装）	約 73,000 円

※注1 県営野積場をその目的以外の目的に使用する場合は、愛媛県港湾管理条例に規定する金額に1.5を乗じて得た額を規定する金額とする。

（2）使用目的（※使用目的が異なる場合は事前相談が必要）

野積場 貨物・資材等の屋外保管場所

（3）使用料

愛媛県港湾管理条例に基づく使用料

県営野積場（未舗装）（1日1㎡につき1.1円）

県営野積場（舗装）（1日1㎡につき2.2円）

※使用料については、使用許可時に確定する。

（4）使用期間

使用期間（使用許可期間）は1年以内とし、引き続き継続利用する場合は期間満了の1箇月前までに期間の更新の許可を受けなければならない。

(5) 使用条件等

使用に当たっては、愛媛県港湾管理条例及び愛媛県港湾管理条例施行規則を遵守すること。

3 申込資格

申込者は、次の（1）及び（2）の全ての資格を満たす者とする。

(1) 使用の目的が次のいずれにも該当していないこと。

ア 申請に係る行為により港湾施設が損傷され、又は汚損されるおそれがあるとき。

イ 当該港湾施設の用途又は能力に照らし適切でないとき。

ウ その他港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれがあるとき。

(2) 申込者が次に該当しないこと。なお、ウに該当しないことについては、伊予警察署に照会する。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を持たない者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがされている者（ただし、更生計画の認可又は再生計画の認可の決定が確定したものは、該当しないものとみなす。）

ウ 伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条第1項から第3号までの規定に該当している者

エ 労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

オ 消費税、法人税（個人の場合は所得税）及び市町村税を滞納している者

カ 成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各項目のいずれかに該当する者

4 申込方法

(1) 申込受付期間 令和5年6月30日（金）から7月14日（金）まで （当日消印有効）

※受付期間に申込がなかった場合、その後は先着順の申込受付とする。

(2) 提出方法 郵送又は窓口への持参により行うものとする。なお、受付時間は、祝日、年末年始を除く月～金曜日午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 提出先 〒799-3193
伊予市産業建設部土木管理課港湾管理担当
愛媛県伊予市米湊820番地 伊予市役所本庁舎2階

(4) 申込書類

ア 愛媛県港湾施設（伊予港）使用申込書・誓約書（様式第1号）

イ 登記事項証明書（法人）・住民票（個人）

（発行年月日が申請書提出前3箇月以内）

ウ 未納税額のないことを証明する書類

（発行年月日が申請書提出前3箇月以内）

市町村税の完納証明書及び国税の納税証明書（「その3の3」（法人）・「その3の2」（個人）

5 審査・使用許可手続き等

受付期間終了後、資格審査を行い、申込者に結果を通知する。

受付期間に申込がなかった場合、その後の期間は申込を受け付ける都度、資格審査を行い、申込者に結果を通知する。

(1) 同一公募地に複数の申込みがあった場合は、① 2 募集要項（2）使用目的に記載した目的での申込者、②住所や本店等が市内にある者を優先し、同列の場合は抽選により候補者の選定を行うこととし、対象者に通知する。

(2) 内定を通知された申込者は、内定日から1箇月以内に伊予市産業建設部土木管理課港湾管理担当に愛媛県港湾管理条例に基づく港湾施設の使用許可申請を行うこと。

6 お問い合わせ先

伊予市産業建設部土木管理課港湾管理担当

愛媛県伊予市米湊820番地 伊予市役所本庁舎2階

電話 089-983-1748

E-mail dobokukanri@city.iyo.lg.jp